

公益財団法人損害保険事業総合研究所
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人損害保険事業総合研究所(以下「この研究所」という。)の定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この研究所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、日当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。但し、理事会、評議員会出席のための交通費については、前号の日当に含めて支払うものとする。

(報酬の支給)

第3条 この研究所は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員に対しては、年2回支払うほか、理事会出席等、必要の都度、定額の日当を支払うことができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退任功労金を支給する

ことができる。

- 5 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額の日当を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この研究所の常勤役員の報酬総額は別表第1「常勤役員の年間報酬総額」に定める金額以内とし、会長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各々の役員に配分するものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。また理事会、評議員会当日の日当については、別表3「理事会、評議員会当日の日当」に基づき支払うものとする。
- 3 常勤役員に対する退任功労金は、別表第4「常勤役員退任功労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 4 退任功労金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した常勤役員に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 5 各評議員の報酬等は、定款第19条に定める金額の範囲内において別表3「理事会、評議員会当日の日当」に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬は、常勤役員については月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員については、毎年9月及び3月に支払うほか、理事会出席等、必要の都度、日当を支払うものとする。

- 2 評議員については、評議員会出席等、必要の都度、日当を支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤交通費を支給する。但し、理事会、評議員会出席のための交通費については、日当に含めて支払うものとする。

(費用)

第 8 条 この研究所は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する、若しくは負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 9 条 この研究所は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人損害保険事業総合研究所の設立の登記の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。

別表第1 常勤役員の年間報酬総額

「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」第4条第1項に定める常勤役員の年間報酬総額は、3,000万円とする。

別表第2 非常勤役員の報酬

非常勤理事については、一人あたり9月と3月に各10万円以内で支給する。

監事については、9月と3月に一人あたり各50万円以内で支給する。

但し、損害保険会社の常勤役員および一般社団法人日本損害保険協会の理事には支給しない。

別表第3 理事会、評議員会当日の日当

理事会、評議員会に実際に出席した非常勤理事、監事、評議員に対して 交通費を含め、次の金額を日当として支給する。

但し、損害保険会社の常勤役員および一般社団法人日本損害保険協会の理事には支給しない。

(1) 非常勤理事、監事

① 基本額－1回の出席につき2万円

② 加算額

・ 東海、関西在住の役員－3万円

・ 九州、北海道在住の役員－5万円

(2) 評議員

① 基本額－1回の出席につき5万円

② 加算額

・ 評議員会議長の場合－1万円

・ 東海、関西在住の評議員－3万円

・ 九州、北海道在住の評議員－5万円

別表第4 常勤役員退任功労金の算出要領

下記算式により支給された金額を退任時に支払う。

算出基準額 (年俸×1/17) ×勤務月数÷12

以上